ドメインネーム紛争

日本大学法学部政治経済学科　9920362

岩崎　雄一

目次

はじめに ……1

第１章　ドメインネームの歴史と、その存在意義について ……1
　第１節　ドメインネームの歴史
　第２節　ドメインネームの今日的意義

第２章　ドメインネームシステムについて ……3
　第１節　ドメインネームシステムの仕組み
　第２節　ドメインネームの種類
　第３節　ドメインネームの登録手続き

第３章　ドメインネームを管理する組織 ……8
　第１節　ICANN
　第２節　JPNIC

第４章　ドメインネーム紛争処理方針 ……10
　第１節　UDRP
　第２節　JP-DRP

第５章　ドメインネームの紛争 ……14
　第１節　紛争の形態
　第２節　商標とドメインネーム紛争

第６章　紛争事例 ……16
　第１節　裁定事例　「goo.co.jp 事件：㈱NTT エックス　対　㈲ポップコーン」
　第２節　判決事例　「j-phone 事件：㈱ジェイフォン東日本　対　㈱大行通商」
　第３節　結論

おわりに　ドメインネームの新たな可能性 ……19

別表 ……21

参考文献・資料　参考ＵＲＬ ……24

はじめに

日本でのインターネットの利用者は、４,６１９万６千人（２００２年２月末時点・インターネット白書より）。インターネットの一般家庭への普及から、約１０年足らずで日本の総人口の３分の１がインターネットを利用している事になる。しかし、急速な技術の発展によるインターネット人口の増大は、反面ユーザーへの教育をないがしろにしてしまう結果となった。一般ユーザーは、そのメリットのみを強調され、複雑な仕組みやデメリットについての知識を持ち合わせてはいなかった。結果、無防備な個人情報の入力によってもたらされる個人情報の流出や、セキュリティ対策不足によるウイルス被害など、様々な社会問題を引き起こしている。

さらに、一般ユーザーに留まらず、問題は企業にも広まってきている。前述したウイルスはもちろんのこと、個人情報の流出なども企業の管理不行き届きであることが多い。またハッカーやクラッカーによる情報の盗難や破壊活動などもある。それらに加え、新しく問題となっているのが今回取り上げる「ドメインネーム紛争」である。

インターネットユーザーの層が広がるにつれ、企業にとってもインターネットは立派な商売の場所として成り立つようになり、またホームページは自社の顔とも言えるほどの意味を持つようになった。ホームページの場所を示すドメインネームも、企業にとってはまた自らを示すフラグとして、重要な意味を持つようになったのである。ドメインネームに生まれた新たな「価値」を巡って発生したドメインネーム紛争について、述べてみようと思う。

ドメインネームについては、国境はなきに等しいものであり、もはやその問題は国内のみで議論されるものではないかもしれない。その為ドメインネームに関する技術、ルール等はjpドメインのみならずそれ以外の説明も列挙するが、事例説明等は国内に限らせていただく。それはドメインネームの管理組織として存在するJPRSならびにJPNICの定める規則の下、われわれ日本人が利用するドメインネームには必ずと言ってよいほど「jp」が最後に付き（一部.comを利用するサイトもあるが）、jp登録の際の取り決めがあるために、通常利用するjpドメインは日本国内の問題と限定することができるからである。

第1章　ドメインネームの歴史と、その存在意義について

第1節　ドメインネームの歴史

ドメインネームは、インターネットの誕生・発展と共に歩んできた。インターネットの起源が１９６９年に米国国防総省の高等研究計画局によって誕生したARPA(Advance Research Project Agency)NETであることから、元々軍事利用が目的だったと言うことは比

較的よく言われる事である。ARPANETは、これら国防関係の研究をしている大学や機関を結びつけるものであった。当初４台のホストから始まったARPANETだが、１９７１年には１５の大学・研究機関にある２３台のホストを接続する規模となっていた。ネットワークに接続されている各ホストにはそれぞれ数値でのアドレスがつけられていたが（例えば、ユタ大学にあるホストには「４」）、ユーザーは数値ではなくそれに対応したホスト名を使用していた（例えば、ユタ大学であれば「utah」となる）。人間にとっては、数値よりも意味を持つ名前の方が、覚えやすく扱いやすかったのである。当初各大学・研究機関によって任意に決められていたホスト名は、後にNICが一元的に管理することになるが、その方法は煩雑な手続きが多く、またネットワークに多大な負荷を与えるものであり、さらに情報の更新に時間がかかるという問題があった。１９８３年にTCP／IPという通信方式が採用されて数値アドレスがより一層複雑化したことも重なり、NICによるホスト名の管理は破綻してしまった。そのため管理の簡略化と即時性とが可能となる、「ドメインネームシステム」が開発され、数値アドレスとホスト名との関係がより一層深く結びつくようになった。

第2節　ドメインネームの今日的意義

ドメインネームシステムとは、ホスト名と数値アドレスの対応情報の管理を分散させ、ホスト情報の更新をローカルで行えるようにし、その更新結果がすぐにネットワーク全体に反映されるようにする仕組みである。この仕組みも目的も、今と昔とでなんら違いはない。唯一違うのが、インターネットの普及率である。当時NICによる管理が破綻するほどのホストの増加といっても、あくまでインターネットは一部の人々が利用するに留まる閉塞された世界での出来事であり、庶民が利用できる時代ではなかった。その為ドメインネームに対して、他との認識以外のものを求めていなかったのである。それが現代になり、多くの人々がインターネットを利用するようになると、「他との認識」のためのドメインネームが、重要な価値をもつようになるのである。

「庶民が利用できるようになる」ということは、ユーザーである一般家庭の事であるのは当然だが、同時にあらゆる組織についても言えることである。それまでごく限定された組織しか利用できなかったインターネットも、あらゆる企業や団体が利用することができるようになった。この為各企業や団体は、一般ユーザーにアピールするためにドメインネームに「わかりやすさ」や「覚えやすさ」を求めるようになる。わかりやすく覚えやすいドメインネームを使用することは、それだけ世間への認知も高くなり、同時にドメインネームそのものが組織のアイデンティティやイメージといった無形の価値をもつようになる。インターネットの普及により、ドメインネームは今では業務上の標識としての役割も持つようになり、実際に広告宣伝の為にドメインネームが用いられることも多く、すでに商業的な価値を有しているといっても過言ではない。そのために、ドメインネームの不足とい

う事態が起こり始めている。ドメインネームは２５５文字までのアルファベットや数字を並べて作る文字列であり、物理的にはほぼ無限に存在するといっても過言ではない。しかしドメインネームに意味を求め、自らのアピールに用いようとするとき、それが無作為な文字列では役目を成さない。自らの組織名・商品名・業種名などを文字列に含ませて意味をもたせようとする。その結果、どうしてもある種の名前にニーズが集中し、ドメインネームは同一の文字列を複数では利用できないという自然的な制約から、あたかもドメインネームが不足しているかのような状態に陥る。そして希少価値をもつドメインネームは、そのものが売買の対象となり、その多様な利用形態のため、本来の「通信の相手方特定のための手段」としての価値を超えて、現在では多様な価値を実現し得る資源や資産として認識されるようになっている。

第2章　ドメインネームシステムについて

第1節　ドメインネームシステムの仕組み

ドメインネームシステムの技術使用は、１９８３年１１月に発表された。最初に登録されたドメインネームは、symbolics.comであったとされている。

改めて、ドメインネームとは何か。一言でいうと、インターネット上で相手を特定するための、いわば住所のようなものである。もともとインターネットでは、ＩＰ（Internet Protocol）と呼ばれるプロトコルで決まるＩＰアドレスをもとに相手の住所を探し出す。しかし本来のＩＰアドレスは，３２ビットの２進数で表現されるが，これでは人間には理解しづらい。そこで、２進数表記のIPアドレスを８ビットずつ（このまとまりを「オクテット」と呼ぶ）に区切って１０進数表記の数字とし各オクテットをピリオドでつないで表現することが多い。例えば「11100011011101001100011110101000」というIPアドレスは,

一般的に「227.116.199.168」と表現される。

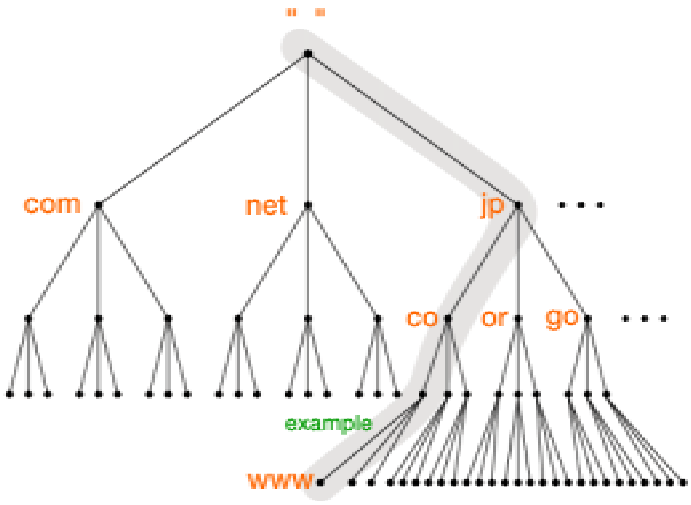

図１

JPNIC ホームページより

図1は、ドメインネームのシステムの構造を表したもので、ドメイン名空間と呼ばれる。木を逆さまにした形をとっており、○で示したすべての結節点にラベルが付けられている

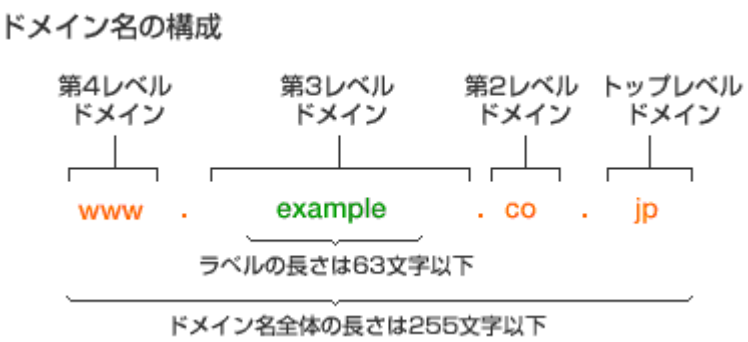

図2

JPNIC ホームページより

が、一番上のルート（root）のみラベルは存在せずに、「“　”」と表現される。この一つ一つの結節点にあるものを「ドメイン」と呼び、それぞれの結節点からルートに向かってピリオドで区切ってラベルを並べたものが「ドメインネーム」である。これを一般的に目にするような形で示すと、以下の図２のようになる。それぞれの階層の各ドメインには「ネームサーバー」と呼ばれるデータベース機能が配置され、その空間にある名前の管理を行っている。ネームサーバーは、基本的にはその配下にあるドメイン名とIPアドレスの対応関係を管理するものであるが、そのさらに下の階層のドメイン（サブドメイン）を管理しているネームサーバーの位置を示す役割も担っている。サブドメインとは、例えばwww.example.co.jpはexample.co.jpのサブドメインであるし、example.co.jpはco.jpのサブドメインである。ちなみに木構造の末端にある結節点のドメインが、「ホスト名」ということになる。

ドメイン名空間の最上位にあるネームサーバーは「ルートサーバー」と呼ばれる。このルートサーバーが管理している「ルートゾーン」には、「jp」や「com」といったトップレベルドメインのネームサーバー（のホスト名とIPアドレス）が記述されており、ルートサーバーはそれらのネームサーバーがどこに位置しているのかを把握しているというわけである。また、あるドメインが、その下に新設のドメインを複数設置するばあいには、かならず異なるラベルをつけるようにしなければならない。これによって、ドメインネームは必ず一意性が保証されるのである。

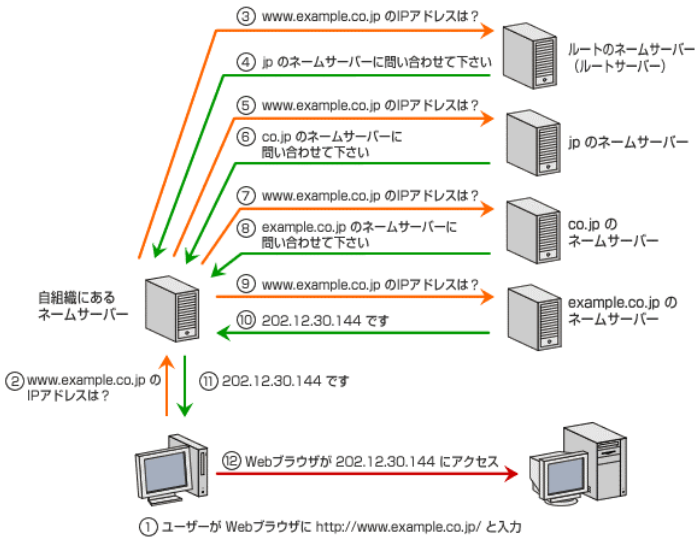

図３

JPNIC ホームページより

図3がドメインネームシステムを用いて、あるドメインネームからそれに対応するＩＰを探し出す、「名前解決」と呼ばれる方法である。この図は、ユーザーが「www.example.co.jp」

というウェブサイトにアクセスしようとした場合に、実際にどのようにして名前解決が行われているかを示している。

このときに重要な存在となるのが、ネームサーバーである。ネームサーバーは普段はユーザーの目には触れる事はないが、それが止まってしまうとドメイン名を利用しているインターネットのあらゆる機能が使えなくなってしまう。この為各ドメイン毎に設置されるネームサーバーは、最低２台運用するという慣行になっており、１台が止まってももう１台がバックアップするという形になっている。上位に存在するネームサーバーほど止まったときの影響が大きく、最上位のルートサーバーは全世界に１３台設置されている。

第2節　ドメインネームの種類

現在使われているドメイン名をトップレベルドメイン（TLD）で分類すると、分野別トップレベルドメイン（gTLD: generic TLD）と国コードトップレベルドメイン（ccTLD: country code TLD）に分けられる。また、これら以外に、ユーザーの登録対象ではないが、インターネットインフラ用のTLD（Infrastructure TLD）が存在する。

gTLDには従来、世界の誰もが登録できる「.com」「.net」「.org」と、登録にあたって一定の要件が必要とされる「.edu」「.gov」「.mil」「.int」の７つがあり、更に２０００年１１月以降には新しく７つのgTLD（「.biz」「.info」「.name」「.pro」「.museum」「.aero」「.coop」）が追加されている。この新gTLDにも、誰でも登録できるものや、個人向け、特定の業界向けのものなど、様々な性質のものがある。

ccTLDは、各国／地域に割り当てられたTLDであり、現在２４３存在している。ccTLDは、ISO（国際標準化機構）のISO３１６６で規定されている２文字の国コードを原則として使用している。ccTLDは、その登録方針から大きく２つに分類することができる。１つはドメイン名登録を全世界にオープンにしているccTLD（「.tv」「.to」「.cc」など）、もう１つは国/地域内に限定しているccTLD（「.jp」「.au」「.us」など）である。日本のccTLDである「.jp」のつくドメイン名（JPドメイン名）には、属性型（組織種別型）JPドメイン名、地域型JPドメイン名、汎用JPドメイン名の三種類がある。

Infrastructure TLDには「.arpa」（※Address and Routing Parameter Area の略）がある。これはDNS（Domain Name System）でIPアドレスからホスト名を導き出す「逆引き」を行う場合や、インターネット電話を実現する技術であるENUM（Telephone Number Mapping）で、電話番号とURI（Uniform Resource Identifiers）の対応付けを行う場合に用いられる特別なTLDであり、ユーザーが登録する対象とはなっていない。（参考：JPNICホームページ「ドメイン名の種類」アドレス：http://www.nic.ad.jp/ja/dom/types.html）

最近の ccTLD の動向を見ると、その登録方針から大きく二つに分類することができる。一つはドメイン名登録を全世界にオープンにしている ccTLD、もう一つは国内に限定している ccTLD である。前者は小国にその傾向が見られ、ある種の外貨獲得源なっている場合

もある。「.tv」（ツバル）や「.ws」（西サモア）などは、割り当てられた２文字のコードに別の意味付けをし、新しい商品価値を加えた上で登録サービスを行っている場合もある。いずれにせよ注意が必要なのは、ドメインネームシステムの階層構造は、あくまでも名前管理のための構造であり、実際の物理的なネットワークの構造に対応しているのではないということである。.jp がつけられたサーバーが米国に設置されていることもあれば、.com が付けられたサーバーが日本に設置されていることもある。

第３節　ドメインネームの登録手続き

ドメインネームを使用するためには、ドメイン名登録機関にその登録申請をする必要がある。登録機関は TLD 毎に異なり、それぞれ独自の方針・規則に基づいてサービスを行っている。ここでは、.com／.net／.org ドメイン名の登録申請手続きと、.jp ドメイン名の登録申請手続きについて見てみる

①.com／.net／.org ドメイン名の登録申請手続き

これらの gTLD（.edu/.gov/.mil/.int を除く）の登録サービスは、「レジストリ・レジストラモデル」という形をとっている。レジストリは登録されたドメイン名のデータベースを一元的に管理する機関であり、レジストラは登録者からドメイン名の登録申請を受け付け、その登録データをレジストリのデータベースに登録する機関である。レジストリもレジストラも、ICANN（The Internet Corporation for Assigned Names and Numbers）との契約に基づいてそれぞれのサービスを行っている（図４）。現在、ICANN から認定を受けているレジストラは世界で 150 社以上あり、そのうち１００社近くがサービスを提供している。またレジストラは、別途レジストリと契約を結ぶ必要がある。１９９３～１９９９年の間は、レジストリ１社（NSI：Network Solutions Inc）が登録受付からデータベース管理まで行うというモデルであった。これを、自然独占にならざるを得ない部分とそうでない部分に分けたものがレジストリ・レジストラモデルである。ポイントとしては、レジストラ間でサービス・価格の面で競争が働くこと、また、登録者がいつでもレジストラを変更できることである。.com／.net ドメイン名のレジストリは現在 VGRS（Verisign Global Registry Services）が行い、.org は PIR（Public Interest Registry）が行っている。

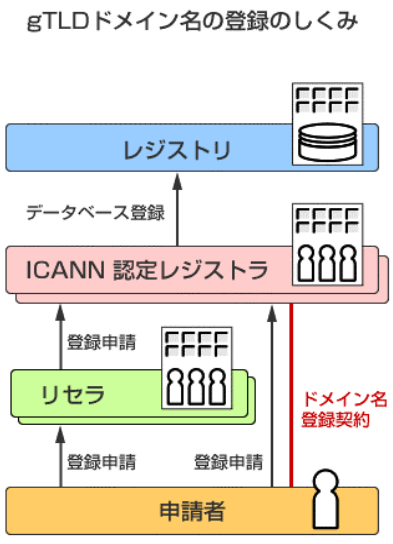

図４　JPNIC のホームページより

ドメイン名の登録を希望する場合は、複数あるレジストラのうち、いずれかのレジストラに対して申請手続を行う。または、レジストラの下に存在する登録申請の取

次業者（リセラ）を通して登録手続を行うこともできる。レジストラとレジストリはリアルタイムのシステムで結ばれており、１意性のチェックが行われた後、問題がなければ登録が完了となり、ネームサーバーに登録ドメイン名が反映された時点で使用が可能になる。 また、合わせて申請時に提出された情報は、whois（フーイズ）という機能を使って、誰でも検索できるようになる。

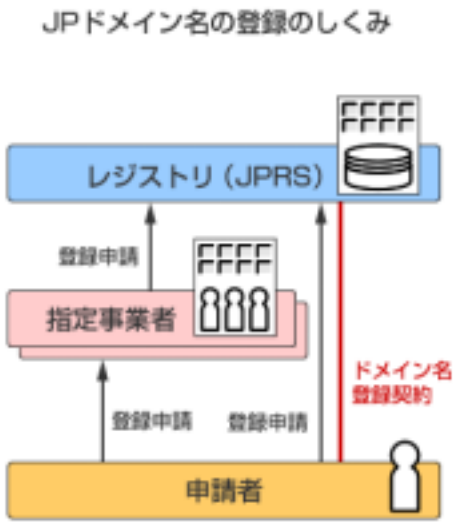

図５　JPNIC のホームページより

登録者を取り巻く契約関係を見ると、まず、申請者は登録申請にあたって「ドメイン名登録合意書」に合意をすることになる。これはレジストラによって定められているものであり、その中にドメイン名紛争の条項がある。それには「第３者がドメイン名紛争処理方針（ICANN UDRP）によって紛争処理手続きを開始した場合、登録者はそれに従って手続きを行うこと」とされている。

②.jp ドメイン名の登録申請手続き

ccTLD の登録サービスの形態は、各 ccTLD の管理機関（レジストリ）の方針によってさまざまであり、gTLD のレジストリ・レジストラモデルに類似した形態をとっているところもあれば、レジストラを置かずにレジストリ自身が登録業務を行っているところもある。ここでは日本の ccTLD である「.jp」の場合に限っての場合の話である。

jp ドメイン名の登録申請の構造も、基本的にはレジストリ・レジストラモデルと言える。一番大きな違いは、登録されたドメイン名に関わる契約関係が、登録者とレジストラ（指定事業者）との間ではなく、登録者とレジストリ（JPRS:Japan Registry Service）との間にある点で、「.com」や「.net」などの gTLD とは異なっている（図５）。登録者は JPRS の登録規則に基づいて登録をする形になっている。jp ドメイン名の登録を希望する場合は、いずれかの指定事業者を経由して、または、直接 JPRS に対して申請の手続を行うことになる。属性型（組織種別型）・地域型 jp ドメイン名は、１組織１ドメイン名という原則とドメイン名の種類に応じた登録要件があり（別表 2）、その申請手続において JPRS が審査を行っている。

第 2 レベルに希望する文字列を登録できる汎用 JP ドメイン名では、１組織１ドメイン名という原則はなく、個人でも組織でも複数のドメイン名が自由に登録できる。登録要件も国内に住所があることのみになっており、また日本語文字の使用も可能である。

汎用 jp ドメインの導入は、新しい名前空間の創設に等しいものであった。そのため、サイバースクワッティングを事前に防止するために、導入時に約１ヶ月間の「優先登録申請

期間」が設けられた。これによって既存の jp ドメイン名、登録商標、商号等の登記名、個人名などをラベルとするドメイン名の申請受付が優先的に行われた。ICANN において、新しい gTLD を導入するにあたっては、著名商標の保護という観点から「サンライズピリオド」と呼ばれる期間を設け、一定のルールのもと商標権者に優先的な登録申請期間を設けるという議論が行われてきているが、汎用 jp ドメインは世界に先駆けてその導入を行ったことになる。また優先登録申請期間の後さらに約１ヶ月間の「同時登録申請期間」を設け、この期間中に申請があったドメイン名は同時に受け付けたものとみなし、同一の申し込みがあった場合には期間終了後に抽選で登録者を決定するという手続きがとられた。これは、先願による登録申請をすぐに開始すると、その開始した瞬間に申請が殺到してしまうという事態が起こる可能性があり、それを回避するための策である。また、日本語ドメイン名については、予約ドメイン名として行政・司法・立法に関連するものや国際的な政府機関名、一部の日本語普通名詞などが設定された。予約ドメイン名には、将来の登録者が決まっているものと、技術的あるいは公共的な意味合いから半永久的に誰にも使用させないものとが存在する。

ｊp ドメイン名の登録規則にもレジストリの定める紛争処理方針（JP-DRP）があり、その位置付けは gTLD の時の ICANN-UDRP と同様の扱いである。

さて、ここでみてきた二つの TLD、誰でも登録できる gTLD と日本の ccTLD であるが、これらはそれぞれレジストリ・レジストラとの契約によってドメインの使用が可能となる。その契約時に、いずれの TLD の場合でもそれぞれ最上位のレジストリが定める「紛争処理方針」（DRP）に従うという条項が定められている。それでは次に、その紛争処理方針を定めている二つの機関、ICANN と JPNIC の役割と立場について述べてみる。

第 3 章　ドメインネームを管理する組織

第１節　ICANN

ICANN(Internet Corporation for Assigned Names and Numbers)は、１９９８年秋に創設され、米国で登記した民間の非営利法人である。その主な役割は、ドメイン名、IP アドレス、プロトコル、ルートサーバなどのインターネットの基盤となる資源を、民間主導でグローバルに調整することにある。 ２００２年４月現在、ICANN では、民主的なインターネット資源管理のありかたについて、活発な議論を行っており、またそのグローバルな特質を反映して、ICANN には、世界の各地域からさまざまな関係者が参加している。JPNIC からは理事、部会委員、事務局が参加し、情報収集や意見交換をしている。

ICANN 設立以前は、IANA (Internet Assigned Numbers Authority)が米国政府の団体

である全米科学財団との契約に基づきインターネット資源の管理を行っていた。これはすなわち、DNS 管理の権限を、米国政府が所持していると言うことを指す。 IANA は、南カリフォルニア大学のジョン・ポステル氏を中心に、米国政府の援助も受けつつ基本的に技術者や研究者のボランティアで運営されており、例えば.jp などの国別ドメイン名(ccTLD: Country Code Top Level Domain) については、IANA が各国・地域の TLD 運用者に管理を委任していた。また、IP アドレスは、IANA が地域インターネットレジストリ (RIR: Regional Internet Registry)の APNIC、 RIPE NCC、 ARIN にブロックで委任していた。JPNIC は、現在も APNIC が委任されたアドレスブロックの一部を、 APNIC から割り振られている。

１９９０年代後半になると、IANA と米国政府との契約期限終了を控えて、今後のインターネット資源の世界規模での調整をどのように行うかが問題となってきた。これを受けて、複数の民間インターネット関連団体が設置した IAHC (International Ad Hoc Committee) での議論をはじめ、関係者による活発な議論が行われた。そしてこの議論は IAHC 関係者その他多くの参加を得て、１９９８年１月に米国政府が発表した「グリーンペーパー」と、１９９８年６月に発表したその修正版「ホワイトペーパー」に基づいて新しい非営利法人を設立する方針へと収束していった。そして設立されたのが、ICANN である。

この ICANN の設立に伴い、IANA が担ってきた①IP アドレスの割り当ての調整②TLD の委任の調整③プロトコルパラメータの割り当ての調整④ルートサーバーシステムの運用監督。といった４つの機能についての権限が移管されていった。

第 2 節　JPNIC

JPNIC（Japan Network Information Center：社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター）は、１９９４年前身組織である JNIC から、インターネットの商用利用の拡大に伴い一般のユーザーが増えた為に、インターネット資源の管理と円滑な運用のための組織として改組された「任意団体」として誕生した。そして１９９７年、インターネットを管理する組織として更なる役割の拡大の下、社団法人として新たなスタートを切った。その主な業務は、　１，ドメインネーム事業…ドメインネーム登録管理事業／jp ドメインネーム紛争処理方針策定／ドメインネームに関する情報センター業務　２，IP アドレス事業…Ipv4 アドレス資源管理･ルール作り／IPv６アドレスの国内基盤整備および普及活動　３，インターネット基盤事業…イベント・講演会／会報誌・メールマガジンの発行／国際化ドメインネームに関する調査・研究／セキュリティ事業（JPNIC のホームページより）となっている。このうちドメインネーム事業に関する登録管理事業は、２００２年４月１日をもって JPNIC の管轄を離れ JPRS（Japan Registry Service：株式会社日本レジストリサービス）に移管されることになった。ドメインネームの登録に関してはすでに第２章において説明をしており、ここで JPRS について特に触れることはしない。

JPNIC の業務のうち、特にドメインネームに関する事業の中でも重要なものが jp ドメインネーム紛争処理方針の策定である。ICANN、WIPO 等のドメインネーム紛争に関する動向を調査し、jp ドメインネーム紛争処理方針及び手続規則の策定と改訂を行い、実際に裁定を行う紛争処理機関の認定を行う。現在日本で認定されている紛争処理機関は、日本知的財産仲裁センターのみである。

それでは次に、それぞれが定める紛争処理方針について見てみる。

第４章　ドメイン名紛争処理方針

第 1 節　UDRP

①UDRP の制定過程

インターネットの商用化が本格化した１９９５年頃から、ドメインネームと商標との間の衝突が問題となってきた。元々単なる文字列にすぎないドメインネームは先願主義により付与され、現実世界で法的な保護を受けている商標などとの調整が全く念頭におかれていなかった。それがインターネットの商用化により、商標の保有者とドメインネームの保有者との間で利害対立によりトラブルが発生しだした。そこで ICANN は、裁判外紛争処理手続きによる問題解決という方法を支持し、１９９９年秋に正式に統一ドメインネーム紛争処理方針（UDRP：Uniform Domain Name Resolution Policy）を採択した。

②UDRP の規則

UDRP は次の二つの文章からなっている。

●統一ドメインネーム紛争処理方針

.com 等の gTLD の登録を希望する者は、ICANN より認定されたレジストラに対して申請を行う。申請者は申請にあたって、レジストラが定めたドメインネーム登録合意書に合意することになる。この登録合意書にはドメイン名紛争に関する条項があり、また、統一ドメイン名紛争処理方針においては「登録合意書からの参照により、それと一体となる」と規定されている。つまり、登録合意書に合意してドメイン名登録を受けた登録者は、第三者から UDRP に基づく申立があった場合には、紛争処理機関の行なう紛争処理手続きに参加し、裁定結果に従わなければならないことになる。

●統一ドメインネーム紛争処理方針のための手続規則

統一ドメインネーム紛争処理方針のための手続規則は、紛争処理手続きを行なう際の規則を定めたもので、ICANN の認定した紛争処理機関は、この手続規則に基づいて紛争処理を行なう。

③UDRP の対象となる紛争

UDRP の対象となる紛争は、ドメインネーム登録者が他人の商標等と同一のドメインネームを「正当な権利なく悪意で登録使用している」と、その商標等に権利を有するものが主張する場合である。ここでいう悪意とは、そのドメインネームを用いての不正競争目的があることをいい、正当な権利者同士の争いの場合には、裁判や仲裁等を用いるとしている。UDRP の対象となるドメインは、当初.com／.net／.org という３つの gTLD に関する紛争が対象だった。その後、.info や.biz 等の新 gTLD や一部の ccTLD に関する紛争も UDRP の対象となった。

④UDRP の構造

UDRP の紛争処理手続きは、手続規則に基づいて ICANN の認定した紛争処理機関が、その紛争処理機関によって指名されたパネリストで構成されるパネルにより行われる。パネリスト候補者は、世界各国の弁護士や弁理士、大学教授等の有識者から構成されており、その一覧はそれぞれの紛争処理機関のウェブサイトで公表されている。パネルを構成するパネリストの人数は一名または三名で、その数は両当事者によって決定される。具体的には、両当事者がともに一名構成のパネルを希望した場合には一名構成のパネルとなり、いずれかの当事者が三名構成のパネルを希望した場合には三名構成のパネルとなる。三名構成のパネルとなった場合、裁定は多数決により決定されることになる。

UDRP における救済は、ドメイン名登録の移転および取消に限定されており、損害賠償請求は認められていない。損害賠償請求を認めると、簡易・迅速といった UDRP の目指す目標を達成できなくなるからである。認定紛争処理機関で出された移転または取消の裁定結果はレジストラへ通知され、そこで裁定結果の実施が行われる。

当事者は、UDRP のいずれの段階においても、ドメイン名の登録に関して裁判所へ提訴することができる。裁判所への提訴が、UDRP の手続き開始前である場合には、当事者は申立書および答弁書にその旨を示し、UDRP の係属中に行われた場合には、紛争処理機関等へその旨を通知しなければならない。そしてこれらの場合には、パネルはその裁量により、手続きの続行または停止もしくは終了を決定する。また UDRP 終結後、被申立人（登録者）が裁定に不服（ドメイン名の取消・移転という裁定に不服）で、裁定結果通知後の 10 日間の間に裁判所へ出訴した場合には、この間に登録者から出訴した旨の文書の正本の提出があれば、裁定結果の実施は見送られることになる。

第２節　JP-DRP

①JP-DRP の制定過程

JPNIC は、日本における紛争処理のルールを策定するにおいて、ICANN の制定した UDRP がドメインネームの不法占拠に対する効果的な対処法と考え、これを踏襲したうえ

でできる限り近い形にしたいとしながらも、日本の法律に適合した形に修正することも必要であるとした。日本では国外と違い、JPNIC の定める 1 組織 1 ドメインという原則がとられてきたこともあり、ドメインネーム紛争は表立って見られることはなかった。しかしインターネットのボーダレス化に伴う急速な拡大に伴い、これらの原則の緩和・撤廃や、汎用 jp ドメインの導入などの要求がされてきた。そのためにはドメイン名紛争の処理体制が必要であり、その整備が急務となる。そこで JPNIC は、１９９９年１２月に「ドメイン名の紛争解決ポリシーに関するタスクフォース(DRP-TF)」を結成し、ICANN UDRP をモデルとして､JP ドメイン名の紛争処理に関する規約である｢JP ドメイン名紛争処理方針」、およびその処理手続きについて定めた「JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則」の策定の検討を開始した。そして２０００年７月に JPNIC は、処理方針および手続規則を公開し１０月より実施することとなった。

②JP-DRP の規則

JP-DRP は次の二つの文章からなっている。

●JP ドメインネーム紛争処理方針

処理方針は、JPRS にドメインネーム登録をした登録者が従う登録規則により、登録規則と一体となる。つまり登録者は、JPRS に JP ドメインネームを登録したことにより、第三者から申立があった場合には、紛争処理機関の行なう紛争処理手続きに参加し、裁定結果に従わなければならないことになる。

●JP ドメインネーム紛争処理方針のための手続規則

JP ドメインネーム手続規則は、紛争処理手続きを行なう際の規則を定めたもので、JPNIC の認定した紛争処理機関は、この手続規則に基づいて紛争処理を行なう。

③JP-DRP の対象となる紛争

JP-DRP の対象となる紛争は、a）著名な商標や企業名と同一のドメインネームを登録して、商標等の正当な保有者に高額で売りつけるような「サイバースクワッティング」と呼ばれる行為 b）サイバースクワッティングとは逆に、商標権等の権利を盾に JP-DRP を悪用して、正当な権利を有するドメインネーム登録者からドメインネームを奪い取ろうとする「リバースドメインネームハイジャッキング」と呼ばれる行為。c）ドメインネーム登録者と商標権者の両者ともに不正の目的がなく、そのドメインネームを登録する正当な権利を有するようなケース。

④JP-DRP の構造

JP-DRP の紛争処理手続きは、手続規則に基づいて JPNIC の認定した紛争処理機関が行う。２０００年８月、JPNIC は工業所有権仲裁センター（２００１年４月より日本知的財産仲裁センターに）との間で、JP ドメインネームに係わる紛争処理業務を行なうことにつ

いて協定書の締結を行ない、１０月より同センターが第１号の認定紛争処理機関として JP ドメインネームに関する紛争処理業務を開始した。紛争処理機関は、紛争処理業務を行う際の細則である補則や手数料に関する規定である手数料規則を定めて手続きを行っている。実際の裁定は紛争処理機関によって指名されたパネリストで構成されるパネルにより行われ、パネリスト候補者の一覧は紛争処理機関のウェブサイトに公表されている。パネルを構成するパネリストの人数は一名または三名で、その数は両当事者によって決定される。具体的には、両当事者がともに一名構成のパネルを希望した場合には一名構成のパネルとなり、いずれかの当事者が三名構成のパネルを希望した場合には三名構成のパネルとなる。三名構成のパネルとなった場合、裁定は多数決により決定される。JP-DRP における救済は、ドメインネーム登録の移転および取消に限定され、損害賠償請求は認められていない。これは、損害賠償請求を認めると、簡易・迅速といった JP-DRP の目指す目標にそぐわなくなってしまうからである。認定紛争処理機関で出された移転または取消の裁定結果は JPRS へ通知され、そこで裁定結果の実施が行われる。

当事者は、JP-DRP のいずれの段階においても、ドメイン名の登録に関して裁判所へ提訴することができる。裁判所への提訴が JP-DRP の手続き開始前である場合には、当事者は申立書および答弁書にその旨を示し、JP-DRP の係属中に行われた場合には、紛争処理機関等へその旨を通知しなければならない。そしてこれらの場合、パネルはその裁量により手続きの続行または停止もしくは終了を決定する。また、JP-DRP 終結後、被申立人（登録者）が裁定に不服（ドメイン名の取消・移転という裁定に不服）で、裁定結果通知後の１０日間の間に裁判所へ出訴した場合には、この間に登録者から出訴した旨の文書の正本の提出があれば、裁定結果の実施は見送られることになる。

＊UDRP との主な違い

①申立の根拠である「商標」

UDRP では、申立の根拠は「商標（trademark or service mark）」となっているが、有名な人名等についてもこれに含めるものとして取り扱われている。日本で申立の根拠を「商標」という表記にした場合、それは日本の商標法における「商標」に限定されるところとなり、有名な人名等はこれに含まれないという解釈になるため、有名な人名等もサイバースクワッティングの対象となる可能性が十分にあることを考慮に入れ、「商標その他表示」とした。

②悪意・不正の目的の判断

UDRP では申立の条件として、ドメイン名の登録時点「および」使用時点の両方において不正の目的があると認められることが必要だが、JP-DRP では、ドメイン名の登録時点「または」使用時点のいずれかに不正の目的があれば、申立の条件として認められる。

第５章　ドメインネームの紛争

第１節　紛争の形態

ドメインネームの取得に関して言うなれば、先にも挙げているようにその取得は非常に簡単なものとなっている。もちろん、トップレベルドメインによって取得において一定の制限が成されているものも存在するが、それ以外の主だったドメインに関しては、登録の時点での制約はないに等しい。誰でも好きなドメインを、取得者がいない限り利用できるのである。インターネットの世界では、ドメインネームはあくまでも「住所」としての役割であって、またそれ以上の価値があるという事は全く考慮されていなかった。その為、と言い切ってしまってよいのかはわからないが、ドメインネームの取得に際して、審査を行うという発送が生まれなかったのである。ところが最近では、ドメインネームの価値が急速に変化しつつある。そこに目をつけ、著名な商標やサービスマーク、企業名や個人名と同一のドメインを登録し、そのドメイン名を用いて不正競争行為をしたり、商標の保有者や企業に対して不当に高価で売りつけようとしたりする行為を、サイバースクワッティングという。

サイバースクワッティングにも多くの形態があり、登録したドメインネームを用いての不正競争や売買の他にも、登録のみで使用しない場合や売りつけようとはしない場合、営利的ではなく非営利の趣味の為に用いる場合、特定のある人や物や団体について、それを支持するものが使用したり逆に批判やパロディをするために用いる場合もある。

さらに、基本的には著名商標を対象にドメインネームを取得するのがサイバースクワッティングであるが、まれに著名ドメインを対象に商標登録を行うというケースもある。この場合はドメイン名登録者に対して商標権侵害などで訴えを起こし、ドメイン名の抹消または高額の使用料を要求する形である。これが先に述べた「リバースドメインネームハイジャッキング」と呼ばれる行為である。

日本におけるこれらドメインネームに係る紛争も、あくまで通常の民事紛争であるために、現在の法律を用いた紛争処理方法を適用する場合がある。と同時に、ドメイン利用者がレジストリである JPRS と契約を結ぶ際に、JP-DRP についてもその規約に同意したとみなされ、JP-DRP に定められる指定紛争処理機関の行う紛争処理手続きに参加し、裁定結果に従うよう定められている。裁判による「法律」の下での裁定と、紛争処理機関による「独自の規約」の下での裁定の２種類が存在するのである。

第２節　商標とドメインネーム紛争

日本の企業に関わるドメインネーム紛争は、アメリカと比較すると格段に少ない。そこにはこれまで JPNIC が定めていた、1 組織 1 ドメインという原則があったからである。日

本のドメイン名は、先にあげた属性型 jp ドメイン名、地域型 jp ドメイン名であり、それには（別表）のような取得に際しての一定の制限があったためである。ところが新たに使用され始めた汎用 jp ドメインでは 1 組織 1 ドメインの原則を廃止した。これにより日本国内の企業も、今まで以上にドメインネーム紛争の影響を受けることは確実であろう。特に最近の傾向として、企業ではドメインネームに多大な価値を見出しており、ホームページ上の識別機能として商標と同等の機能を担っているとの考えをもち始めている。企業の中には実際に「○○.com」という商標登録出願が増えており、ドメインネームと商標とが無関係ではないことを示していると言える。

一般に企業が商標を使用する時には、事前に他社の商標と衝突をしないかを調査した上で、問題がなければ特許庁へ出願をする。さらに特許庁での審査を受けて他人の権利と衝突しないことをさらに確認した上で商標権を取得する。出願から登録まで約 1 年を要する。これに対して、ドメインネームは申請をすれば、同一のものがない限り即座に登録されてしまう。既存の法制度の下で運用されてきた商標法との調整が全く行われないまま早い者勝ちで登録してしまい、問題が起きた際には紛争処理機関や司法での判断をすればよいという考えである。しかし、先に述べたようにドメインネームに商標と同じ他との識別機能を持つ場合が増えてきている中で、いつまでも無審査でよいのかという問題が生じてきている。これに国外との絡みも出てくる。海外進出をしている多くの企業は、自社のブランドを守るために多大な金と人を費やし、世界中の国々で商標の出願をしている。これに加えて昨今ではドメインネームが加わらざるを得ない状況になってしまっているのである。ドメインネームを取得し、それを商標登録されてしまうなどの被害が増えれば、当然その企業はドメインネームを利用できず、更には商標の使用まで危ぶまれる。

それでは、企業はどのような対応をしていけばよいのだろうか。こと商標権に関して言えば、一つは商標とドメインネームを同時に登録手続きを行う事である。ドメインネームは登録時に同様のドメインが登録されていない限り、即座にドメインは発行される。一方の商標に関しては、登録申請後１～２ヶ月を経てようやく出願公開されるために、その出願内容が世間に広まるまでにドメイン登録との間に時間的なギャップが生まれ、商標からドメインネームを不正に占拠されるということがなくなる。同時にリバースドメインネームハイジャッキングも防ぐことができる。ドメインネームが IT 時代の電子商取引の、重要な知的財産権の一つとして認識されるようになった現在では、企業が本腰を入れてドメインネームに係る自社ブランドの保護に力をいれなくてはならなくなったのだ。

もう一つはこれとは逆で、ドメインネームへの対応を取りやめる、という姿勢を持つことである。ドメインネームは今現在も、インターネットユーザーの増加に伴って新たなトップレベルドメインが増殖している。これらトップレベルドメインについて、企業では不正取得されたものに関してそれを取り返すことが必要であるという信念のもとに動いてきたが、ドメインネームの拡張には際限がみえない。特にこれから新たな IP の指針とも言うべき IPｖ6 が始まれば、ドメインの増殖はますますの加速傾向に向かっていくであろう。

こうなってくると企業にとっては、もはやドメインネームは公害にもなりつつある。ドメインに対する企業の姿勢は、これまで通り自社のドメインを登録・保有を繰り返していく企業と、また自らにとって一部の重要なドメインを除く他のドメインを放棄・放置する企業とに分かれてくるであろう。企業が第三者のドメインネームの不正取得に興味を失えば、ドメインネーム制度の淘汰が始まるかもしれない。

第 6 章　紛争事例

第 1 節　裁定事例　「goo.co.jp 事件：㈱NTT エックス　対　㈲ポップコーン」

日本知的財産仲裁センター（当時工業所有権仲裁センター・以下仲裁センター）においての、日本におけるはじめて裁定にまで至った紛争処理事案である。検索サイトの goo が goo.ne.jp でサイトの運用を始める前に、goo.co.jp というドメインを登録者が登録しており、登録者はそれをアダルトサイトへの転送のみを目的とするウェブサイトを運営していたことから、不正の目的を認定して移転裁定となった。第４章第２節で述べたように、JP-DRP では、不正の目的を生じたのが登録後であっても不正の目的が認定されるようになっており、この点 UDRP とは大きく異なる。この判決は最初にして日本における紛争処理方針の適用範囲の限度を示す裁定となった。

【事件の概要】

申立人「NTT エックス」は、１９９９年1月４日に設立され、申立外会社が解説したインターネット上の検索サイト「goo」の運営事業を譲渡され運営し、そして goo の商標権を有する会社である。登録者「ポップコーン」は、１９９４年6月２２日に設立され、ドメイン「goo.co.jp」を１９９６年8月１６日に登録している。申立人は、goo.ne.jp と誤認混同するウェブサイト goo.co.jp で、アダルトサイトへの転送のみを目的とするホームページを登録者が運営していると主張、JP-DRP による紛争解決パネルに対してドメイン「goo.co.jp」の移転を申し立てたもの。

登録者の答弁書では①ドメイン取得は自由のはず②一文字違えば情報発信は行えず、goo とそれ以降の部分を分けて考えてはいけない。③登録時に goo は存在せず商標もなく、不正の目的を有していない④チョベリグ・チョベリグーからヒントを得て名付けたのであり、正当な利益を有する⑤申立は、大企業の中小企業に対するいじめである。

【裁定】

裁定は、全員一致で、ドメイン「goo.co.jp」の登録を申立人に移転せよというものだった。裁定理由は三つの内容から構成される。一つ目は「登録者ドメインと申立人商標とが類似している」ということ。二つ目は「登録者ドメインが不正目的に使用されている」ということ。三つ目は「ドメインネームの登録についての権利または正当な利益が存在していな

い」ということである。

一つ目の登録商標との類似性に関しては言うまでもない。ただし注意が必要なのは、登録時の時間軸についての追求はなく、もっぱら裁定時点での現状にのみ視点を置いた時の判断であると言うことだ。つまりドメインネーム紛争に関して言えば、商標の類似性について、登録時期の追求は必要ないということになる。二つ目のドメインの不正目的使用については、申立人サイト「goo.ne.jp」が著名なものとなったとみなされる１９９９年８月以降になってから、登録者サイトはもっぱらアダルトサイトへの転送サイトとして機能するようになった。goo.co.jp にアクセスすると自動的に転送先サイトに転送され、転送先サイトはアダルト画像を有料でダウンロードされるサイトに接続されており、インターネット利用者が goo.ne.jp と goo.co.jp とを誤認混同して登録者サイトにアクセスした際には､強制的にアダルトサイトに転送させられた上に、そのサイトを即座に閉じることはできないという不利益を蒙ることを知りながら放置していたとされる。むしろ goo.ne.jp からの間違っての訪問者を利用し利益をあげようとする事を意図しているといわざるをえない。三つ目の権利及び正当な利益の存在についてであるが、登録者のドメイン取得は申立人のサイト及び商標の登録より前のものであるから、取得に関して問題はなく、また正当な利益を有していないとはいえない。しかし取得後にこれを不正な目的で使用する等の場合には、その登録を維持する正当な利益は失われるとするのが適当である。これは JP-DRP においての「登録者が、当該ドメインの登録についての権利または正当な利益を有していないこと」という規定があるが、これは登録自体に限らずその後のドメインの登録を維持する上において権利または正当な利益を有していない場合も含むものという考えの下になされるものである。不正競争防止法でも、先使用者が有する利益も、その使用が「不正の目的」「不正競争の目的」でなされている場合には保護されないことが記されており、また商標登録された商標の使用もそれが他人の著名表示にただ乗りする等の不正競争行為に該当するとき、商標権侵害の主張が権利濫用にあたり保護されないことは、確定した判例となっていることからも明らかである。

第２節　判決事例　「j-phone 事件：㈱ジェイフォン東日本　対　㈱大行通商」

JP-DRP 裁定の前に、裁判所における判決が行われた事例。ドメインネームという対象に不正競争防止法を半ば強引に当てはめて採決されたもの。現在では不正競争防止法が改正され、その条文内に「ドメイン名」という言葉が付け加えられている。

【事件の概要】

携帯電話サービス事業を行っているジェイフォン東日本株式会社が、j-phone.co.jp のドメインを取得した被告に対して、不正競争防止法に基づきこのドメインの使用差止ならびにウェブサイト上からの「J-PHONE」「ジェイフォン」「J-フォン」の表示の抹消を求めて、平成１２年に東京地方裁判所に訴えたもの。この事件の争点は次の三つであった。

Ａ．被告がこのドメインを使用することは、不正競争防止法２条１項１号、２号にいう「商品等表示」の「使用」にあたるのかどうか　Ｂ．原告の「J-PHONE」という名称は、原告の表示として「周知」もしくは「著名」なものかどうか　Ｃ．「J-PHONE」等のサービス名称は、普通名称（不正競争防止法１１条１項１号）に該当するか

【判決】

判決は、原告の訴えを認めるものとなった。

まずＡについて、ドメイン自体が必ずしも登録者の名称等を示していることにはならず、しかしドメインネームの登録にあたっては先願主義がとられている上に、登録時に既存の商標等の権利との抵触の有無について審理など行われていないことを認識すると、ドメインネームが特定の固有名詞と同一の文字列である場合などには、当該固有名詞の主体がドメインネームの登録者であると考えるのが通常である。となると、ドメインネームの登録者がその開設するウェブサイトで行う行為には、少なからずドメインネームが表示されている情報等の出所を識別する機能を有する可能性があると言うことになり、商品等表示に該当することにもなるのである。これを当てはめてみると、このウェブサイトではレッスンビデオ、携帯電話機、酵母食品等についての販売広告と注文の受け付けており、またウェブサイト上には「J-PHONE」の語が表示されていることから、J-PHONE の文字はウェブサイトの開設者を示していることは明らかである。次にＢについては、被告が当該ドメインネームを取得する前に著名な商標となっていたとし、Ｃについては、J-PHONE という語は、外国の電話と区別する趣旨での「日本の電話」という概念があり、その意味での J-PHONE という語が用いられていたという被告の主張に対して裁判所は何ら証拠上うかがえないことであり、Ｂにおいて認定したように原告の広告等により J-PHONE という言葉が著名性を取得したのであるから、J-PHONE という語が普通名称であったと認めることはできないとした。

第３節　結論

以上二つの事例を見てきたが、最初の事例では、裁定が下ったあとに裁判所へ出訴を行い、また二番目の事例でも、地裁、高裁と争ったあとに JP-DRP に基づく仲裁を申し立てている。しかしいずれも覆ることはなく、どちらもドメインネーム使用差止め及び申立人への移転という結果に至っている。また日本で行われているその他の裁定についても、いまだ UDRP 下での裁定に比べればその件数は圧倒的に少ないとはいえ、いずれも申立人の要求通りとなったものばかりである。あまりにも通り一遍に同じような判決が出ていることに気味が悪くなるが、そこには JP-DRP での裁定の問題点が見え隠れする。

まず JP-DRP での裁定では、なによりもその裁定までのスピードが要求される。さらにいわゆる「サイバースクワッティング」されるほうの対象が大企業である場合が多いために、申立人には今の所１００％弁護士等の代理人がついている。ここにみられるのは、短

期決戦であるがゆえに、なかなか多くの答弁の時間を与えてもらうことができないため、用意周到に準備をしておかなくてはいけないということ、さらに一度の敗訴が取り換えしのつかないことになるということが挙げられる。よって申立人は登録者よりもより多くの時間を掛けて準備を進めることができるのである。

次に裁定を行う組織にかかわる疑問も見てとれる。すなわち、裁定に係る費用などの出費は、申立人が仲裁機関に支払う。仲裁機関は申立人からの出資がなければ活動ができないため、自然と申立人よりの判断に寄り添ってしまうのではないかという点である。ここで注意して起きたいのは、決して現在の仲裁機関である「日本知的財産仲裁センター」が、そのような判断をしているというわけではない。しかし、現在日本では仲裁機関が当該センターのみであるからそのような競争は生まれないが、もし今後 UDRP のように仲裁機関が増えた時に、お金を支払う申立人に不利な結論ばかり出すような仲裁機関には申立がこなくなるという事も考えられるのである。

さらに直接は関係してこないが、不正競争防止法などといった、法律との関係も重要な問題である。不正競争防止法の改訂に伴い、第２条１項１２号に以下の新たな不正競争の規定が加えられた。すなわち「不正の利益を得る目的で、又は他人に損害を加える目的で、他人の特定商品等表示と同一若しくは類似のドメイン名を使用する権利を取得し、若しくは保有し、又はそのドメイン名を使用する行為」とされる。これら改訂によって、法律との矛盾点や、解釈による適用からは大きく離れ、法律下での正当な判断が下されることが可能となった。しかし、問題は JP-DRP で下された裁定を不服とした登録者が裁判に持ち込み、その判断が覆ってしまったときである。一つの事例に関して二つの異なる判断が存在するわけではなく、また JP-DRP に裁判との関わりについての記載もあるので、即座に問題が生じるというわけではない。しかし、一度費用と時間をかけ裁定が下った事例が、裁判で覆ることがあり得るとなれば、それは申立人にとっては非常な脅威となる。あくまで JP-DRP は自治的なルールではあるものの、多くの利用者はルールにのっとっているのであり、裁判で簡単に覆るようなことがあれば有名無実化してしまい大きな混乱を招くことになるであろう。

おわりに　ドメインネームの新たなる可能性

これまで見てきたように、ドメインネームには様々な問題が現在付きまとっている。しかし、それは利便性が見いだされればこその問題である。利用当初は住所としての役割しかなかったドメインネームが、ドメインネームそのものに商品表示の機能があるとして商標と同じ機能を果たすようになった。そのためにサイバースクワッティングという不法占拠を行いドメインネームを高く売りつけたり、またそのドメインネームを占拠することによる嫌がらせや、フリーライドといった他人の著名商標やドメインネームにあやかったた

だ乗り行為が増えてきた。それに対処するだけの社会環境の整備がいまだ不十分ではあるが、着実に整いつつあることも事実である。日本は世界各国に比べ、新しいことに進んでチャレンジしていく事ができない国のようで、常に欧州やアジアなどに先を越されることが多い。インターネットという新しい技術革新の波の中で、日本がいかにして世界の舵を取れるかということの試金石の一つとして、このドメインネームに始まるインターネット社会の基盤整備に力をそそいで欲しいと思う。

ドメインネームの利用は、また今後あらたな局面を迎えるであろう。ドメインネームの文字列が、いかに大きな価値をもっているかを示す事例がある。それが.tv という TLD を持つ、ツバルという国の話である。ツバルは、自国に割当てられた.tv という ccTLD を、その登録者に国内という鎖を撤去した。世界中誰でも登録・利用できるようにしたのである。.tv というサイトは、一目で「テレビジョン関係のサイトである」ということを認識できる優れた TLD であり、世界中の大 TV 局がこぞってツバルに対して購入を申し出た。ツバルは世界で二番目に小さな南洋の島国であり、地球温暖化を背景に年々海面上昇の被害を直接受け、最悪の場合２０年後には海中に沈んでしまうおそれのある国であった。そのツバルが、このトップレベルドメイン「.tv」を売却し、それによって得られた収益で国連加盟を果たし、自らの国の危機に立ち向かおうとしている。

一国を救うことができるかもしれない、というほどのドメインネームの秘められた価値は、今後のインターネットへの接続機器の増加にともなって導入される ipV6 によって、ドメインネームの数が飛躍的に増えることは明らかである。その導入に至っては技術的な障壁があることも確かではあるが、しつこいようであるが基盤の整備が大事である。と同時に、企業側が（もちろん、一部著名人も含まれる）どこまでドメインネームに価値を見出し、また自らのトレードマークに対して保護する意義を見出すか、ということもドメインネーム紛争全体の流れを左右する要因となる。技術と社会環境、そして利用者の意識が、今後のドメインネーム紛争のキーワードとなるであろう。

別表　TLD の分類

gTLD

		用途	登録対象	登録形態
従来からあるgTLD	**com**	商業組織用	世界の誰でも登録可	第 2 レベルに登録
	net	ネットワーク用		第 2 レベルに登録
	org	非営利組織用		第 2 レベルに登録
	edu	高等教育機関用	米国の各地域認定局から認可された高等教育機関	第 2 レベルに登録
	gov	米国政府機関用	米国政府機関および認定インディアン部族	第 2 レベルに登録(認定インディアン部族は「***-nsn.gov」という形で登録)
	mil	米国軍事機関用	米国軍事機関	第 2 レベルに登録
	int	国際機関用	国際機関	第 2 レベルに登録
新 gTLD	**info**	制限なし	世界の誰でも登録可	第 2 レベルに登録
	biz	ビジネス用	ビジネス利用者	第 2 レベルに登録
	name	個人名用	個人	「firstname.lastname.name」や「lastname.firstname.name」といった形で登録
	pro	弁護士、医師、会計士等用	弁護士、医師、公認会計士。およびそれらの分野のサービスを提供する組織	第 2 レベルは業種を示し、第 3 レベルに登録「law.pro」「med.pro」「cpa.pro」
	museum	博物館、美術館等用	公共の博物館、美術館、科学館、植物園、動物園等。およびそれらの施設に勤務する専門職員	第 2 レベルと第 3 レベル以下を組み合わせて登録

	aero	航空運輸業界用	航空運輸業界の組織および個人	以下のような形で登録 「companyname.aero」 「trademark.aero」 「companyname.airline.aero」 「companyname.airport.aero」他
	coop	協同組合用	協同組合およびその下部組織	第 2 レベルに登録

Infrastructure TLD

arpa：インターネットインフラ用。以下の 3 種類が存在

e164.arpa	電話番号を URI（Uniform Resource Identifiers）に対応付ける際に利用
ip6.arpa	IP アドレス（IPv6）をドメイン名に対応付ける際に利用
in-addr.arpa	IP アドレス（IPv4）をドメイン名に対応付ける際に利用

ccTLD

省略

別表　jp ドメインの分類

属性型（組織種別型）JP ドメイン名	
AC.JP	（a）学校教育法および他の法律の規定による学校（ED ドメイン名の登録資格の(a)に該当するものを除く）、大学共同利用機関、大学校、職業訓練校 （b）学校法人、職業訓練法人
CO.JP	株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、相互会社、特殊会社、その他の会社および信用金庫、信用組合、外国会社（日本において登記を行っていること）
GO.JP	日本国の政府機関、各省庁所轄研究所、特殊法人（特殊会社を除く）
OR.JP	（a）財団法人、社団法人、医療法人、監査法人、宗教法人、特定非営利活動法人、特殊法人（特殊会社を除く）、農業共同組合、生活共同組合、その他 AC、CO、ED、GO、地方公共団体ドメイン名のいずれにも該当しない日本国法に基づいて設立された法人 （b）国連等の公的な国際機関、外国政府の在日公館、外国政府機関の在日代表部その他の組織、各国地方政府（州政府）等の駐日代表部その他の組織、外国の会社以外の法人の在日支所その他の組織、外国の在日友好・通商・文化交流組織、国連 NGO

	またはその日本支部
AD.JP	(a) JPNIC の正会員が運用するネットワーク (b) JPNIC がインターネットの運用上必要と認めた組織 (c) JPNIC の IP アドレス管理指定事業者 (d) 2002 年 3 月 31 日時点に AD ドメイン名を登録しており同年 4 月 1 日以降も登録を継続している者であって、JPRS の JP ドメイン名指定事業者である者
NE.JP	日本国内のネットワークサービス提供者が、不特定または多数の利用者に対して営利または非営利で提供するネットワークサービス
GR.JP	複数の日本に在住する個人または日本国法に基づいて設立された法人で構成される任意団体
ED.JP	（a）保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校、専修学校および各種学校のうち主に 18 歳未満を対象とするもの （b）(a)に準じる組織で主に 18 歳未満の児童・生徒を対象とするもの （c）(a)または(b)に該当する組織を複数設置している学校法人、(a)または(b)に該当する組織を複数設置している大学および大学の学部、(a)または(b)に該当する組織をまとめる公立の教育センターまたは公立の教育ネットワーク
LG.JP	(a)地方自治法に定める地方公共団体のうち、普通地方公共団体、特別区、一部行政事務組合および広域連合等 (b) 上記の組織が行う行政サービスで、総合行政ネットワーク運営協議会が認定したもの

地域型 JP ドメイン名		
一般地域型ドメイン名	（a）AC、CO、ED、GO、OR、NE、GR のいずれかの属性型（組織種別型）ドメイン名の登録資格を満たす組織 （b）病院 （c）日本に在住する個人	（例：東京都新宿区のエグザンプル株式会社の場合 example.shinjuku.tokyo.jp）
地方公共団体ドメイン名	普通地方公共団体およびその機関、特別区およびその機関	（例：北海道の場合 pref.hokkaido.jp）

汎用 JP ドメイン名		
.JP	日本国内に、JPRS からの通知を受領すべき住所を有する個人、または、これを受領すべき本店・主たる事務所、支店・支所、営業所その他これに準じる常設の場所を有する法人格を有しまたは法人格を有さない組織	（例：example.jp、日本語.jp）

参考資料・文献一覧

岡村久道編著　インターネット訴訟 2000　SOFTBANK Publishing
松島秀実・宮下佳之・寺本振透著　よくわからん！？インターネット時代の法律入門　インプレス
小林英明著　Q&A 事例でわかるインターネットの法律問題　中央経済社
23 氏共同執筆　実用版法律用語の基礎知識　自由国民社
小野昌延著　知的所有権 Q&A１００のポイント　有斐閣ビジネス
松尾和子／佐藤恵太他　『ドメインネーム紛争』弘文堂
井上健一　『不正競争防止法の解説』　一橋出版
財団法人インターネット協会　『インターネット白書２００２』インプレス

参考 URL（２００３年１月１日時点）

JPNIC：http://www.nic.ad.jp/
日本レジストリサービス：http://jprs.jp/
日本知的財産仲裁センター：http://www.ip-adr.gr.jp/
日本の jp：http://www.nihonno.jp/index.shtml
ZDNet 実践法律講座　http://www.zdnet.co.jp/help/ebusiness/02/index.html